



～「がん検診」を受けましょう  
あなたと家族のために～

日本人のおおよそ2人に1人が一生のうちに「がん」と診断され、3人に1人が「がん」で亡くなっています。現在、本市でも「がん」が死因の第1位となっています。

かけがえのない「いのち」を守るために、生活習慣の見直しとがん検診は欠かせません。がん検診を受けて、がんを早期発見できれば、早期

あなたがキラメキ健康づくりのヒントをお伝えします。今回は、「がん検診」についてです。

に適切な治療を受けることができます。

市では「市民が支えあい健康で自分らしく暮らせるまち」を目標に、胃がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がん・肺がん検診を実施しています。

がん検診は、集団がん検診（巡回バス）と個別がん検診（医療機関で受診）があります。

今年度は、平成21～平成24年度に子宮頸がん検診・乳がん検診の無料クーポン券の配布対象者のうち未利用者へ、無料クーポン券を改めて配布しています。この機会にぜひご利用ください。

詳しくは、広報よっかいち下旬号、または市ホームページをご覧ください。



問い合わせ先  
健康づくり課  
(☎354-8282 FAX353-6385)



「ちえふうろう」は、市民・消費生活相談室のイメージキャラクターです。

～その工事必要ですか？  
(点検商法)～

【相談事例】

近所の家で工事中だという業者が突然、「お宅の瓦がずれている。台風前なので無料で点検してあげる」と家に来た。古い家で前から気になっていたので点検してもらおうと「危険な状態だ。今、契約すると安くできる」と言われ契約した。後で考えると高額な契約のため解約したい。

市民・消費生活相談室に寄せられた相談から、安全・安心な消費生活を送るために役立つ情報をお知らせします。

【アドバイス】

この事例は訪問販売なので、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリング・オフの手続きで解約できます。

「点検に来た」と言って来訪し、実際は違うのに「このままでは危険」「今なら安くできる」などと補修工事や浄水器などの契約を迫る手口を点検商法と言います。中には次々と工事を勧められて高額になってしまうケースもあり、注意が必要です。被害に遭わないためには、次の3点が大切です。①必要のない工事はきっぱり断る②契約はその場で判断せず

家族や知人に相談する③必ず複数の業者から見積もりをとり、十分比較検討する。

「無料」「点検」と言われても安易な依頼は避けましょう。



この記事に関する問い合わせ先  
市民・消費生活相談室  
(☎354-8147 FAX354-8452)  
点検商法などに関するご相談は  
相談専用電話 ☎354-8264  
受付日時 月～金曜日  
(祝日・年末年始を除く)  
9:00～12:00、13:00～16:00

有料広告掲載欄

みなと総合法律事務所

弁護士 杉岡 治 弁護士 森川 仁  
弁護士 森田明美 弁護士 山本伊仁  
弁護士 村林敏也 弁護士 青木 透

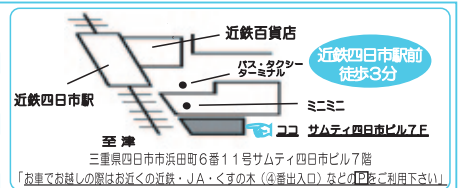
(三重弁護士会)

☎(059)354-3355(代)

受付時間 9:00～18:00 (土・日・祝除く)

【取扱業務】

- 商取引・不動産問題
- 交通事故などの損害賠償
- 相続・遺言・遺産
- 離婚
- 破産・民事再生・債務整理
- 労働問題
- 刑事弁護
- 会社顧問・その他全般



まずはお気軽に、ご相談下さい  
相談料 60分 10,000円 30分 5,000円(各税抜)

<http://www.pos.ne.jp/~hisho>

みなと総合法律事務所 四日市 | 検索

本欄は広告であり、広告の内容に関する一切の責任は広告主に帰属します。